

無表示（アレルゲン表示欠落）に対する食品表示法に基づく命令について

本日、「食品表示法（平成25年法律第70号。以下「法」という。）」第6条第8項の規定に基づき命令を行いましたので、その内容について公表します。

1 対象事業者

- (1) 事業者名：株式会社ヒット仙台
- (2) 代表取締役：藤原 裕巳
- (3) 所在地：亶理郡亶理町逢隈田沢字早川77番地1

2 経過

塩釜保健所が、株式会社ヒット仙台に関し、平成27年10月9日に法第6条第1項に基づく指示を行い、その後、平成27年10月19日に提出された伝票等の資料を精査したところ、少なくとも平成26年1月23日から平成27年9月10日までの間に出荷された「海老しんじょう」について、アレルゲン（えび及び卵）が含まれているにもかかわらず、出荷された一部の製品では、表示をせずに販売していることが判明しました。アレルゲンを喫食した場合、えび又は卵のアレルギーを持つ患者はアレルギー症状を呈する恐れがあります。

当該製品は、平成26年1月8日から平成27年8月1日までに出荷された製品（自主回収製品名：海老新丈団子）の自主回収が行われていますが、消費者の健康を害する恐れがあるため、アレルゲンの表示をせずに出荷された製品すべてに対し回収を命じるものです。

3 措置

株式会社ヒット仙台が行った行為は、法第4条第1項により定める事項のうち、「食品表示法第6条第8項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号）」において定める事項の表示に関して、「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）」第10条第1項第8号の規定に違反するものです。

このため、塩釜保健所は、株式会社ヒット仙台に対し、法第6条第8項の規定により、以下の内容の命令を行いました。

4 命令の内容

- (1) 平成24年6月6日から平成27年11月30日までの間にアレルゲン（えび及び卵）の表示をせずに出荷された「海老しんじょう」を回収すること。
- (2) (1)で実施する回収について、購入者等に対して広く周知を行うこと。

5 その他

- (1) 対象製品について、現時点で判明している納入先43業者、約1,200kgについては県を通じて連絡しています。
- (2) 伝票等の調査で不明であった約240kg分の出荷先も含めて、回収を命じ、公表するものです。
- (3) これまでのところ、本事案に関連した健康被害の報告はありません。

食品表示法（抜粋）

（平成25年6月28日法律第70号）

（食品表示基準の策定等）

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一 名称、アレルギー（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

2～6 （略）

（指示等）

第六条 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2～7 （略）

8 内閣総理大臣は、食品関連事業者等が、アレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をし、又は販売をしようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

（公表）

第七条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(権限の委任等)

第十五条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～4 (略)

5 第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（次条において「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。

食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（抜粋）

（平成27年3月6日政令第68号）

(都道府県等が処理する消費者庁長官に委任された権限に属する事務)

第七条 法第十五条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務（アレルギー、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものに係るものに限る。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事（保健所を設置する市（法第十五条第五項に規定する保健所を設置する市をいう。第八項において同じ。）又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この条において同じ。）が行うこととする。ただし、第一号及び第三号から第七号までに掲げる事務（第一号に掲げる事務にあつては栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものの表示の適正を確保するため特に必要があると認めるときに限り、第四号から第六号までに掲げる事務にあつては法第六条の規定の施行に関し必要と認められる場合におけるものに限る。）については、消費者庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第六条第一項又は第三項の規定による指示及び当該指示に係る法第七条の規定による公表に関する事務 当該指示に係る食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

二 (略)

三 法第六条第八項の規定による命令及び当該命令に係る法第七条の規定による公表に関する事務 当該命令に係る食品関連事業者等の主たる事務所（法第二条第三項第二号に規定する者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。次号及び第七号において同じ。）の所在地を管轄する都道府県知事

四～七 (略)

2～8 (略)

食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（抜粋）

（平成二十七年三月二十日内閣府令第十一号）

（食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項）

第一条 食品表示法（以下「法」という。）第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項及びこれを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。

一から三（略）

四 アレルギー

五から十四（略）

食品表示基準（抜粋）

（平成27年3月20日内閣府令第10号）

第十条 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際（容器包装に入れなくて、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）には、次の各号に掲げる事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

一から七（略）

八 アレルギー

九から二十九（略）